

# 愛媛県シニアサッカーリーグ規約

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規約は、「生涯スポーツとしてのサッカー人生を生きる」を合言葉に、「健康寿命の延伸」、「明るく楽しい競技生活」及び「楽しい仲間との時間共有」を理念としてサッカーに取り組んでいる愛媛県シニアサッカーリーグ（以下「シニアリーグ」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (加盟要件及び運営)

第2条 シニアリーグの加盟要件は、公益財団法人日本サッカー協会登録シニアチームであることとし、詳細については、シニアリーグの各年代の要項（以下「要項」という。）に定めるところによる。

2 シニアリーグは、シニア委員会（以下「委員会」という。）が主体となって運営し、すべての加盟登録チームがこれに協力するものとする。

### (事務所)

第3条 シニアリーグの事務所を愛媛県松山市枝松五丁目8番28号（一般社団法人愛媛県サッカー協会事務所）に置く。

### (加盟)

第4条 シニアリーグに加盟しようとするチームは、事前に委員会に申請し、要項で定める手続を行わなければならない。

2 前項の申請があった場合には、委員会で審議し、賛否を確認した後、シニアリーグの代表者会（以下「代表者会」という。）に諮るものとする。

### (会費)

第5条 シニアリーグ加盟登録チームは、会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入方法等については、要項で定める。

### (脱退)

第6条 シニアリーグ加盟登録チームが、次の各号のいずれかに該当する場合には、脱退したものとす。

(1) シニアリーグ加盟登録チームが要項の加盟資格を失ったとき。

(2) シニアリーグ加盟登録チームから脱退の申出があったとき。

2 シニアリーグを脱退した場合は、納入済の会費は返戻しない。

## 第2章 役員

### (役員の種類別)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- |          |           |
|----------|-----------|
| (1) 委員長  | 1人        |
| (2) 副委員長 | 若干名       |
| (3) 会計   | 1人        |
| (4) 広報委員 | 1人        |
| (5) 運営委員 | 若干名       |
| (6) 支部委員 | 6人(各支部2人) |
| (7) 監事   | 2人        |

### (役員を選任)

第8条 役員は、シニアリーグ加盟登録チームの登録選手その他委員長が認めた者のうちから代表者会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 委員長は、シニアリーグを代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、シニアリーグの経理に関する事務を処理し、財産管理及び出納に必要な書類を保管管理する。

4 広報委員は、シニアリーグの成績を管理するほか、サッカー年鑑の記事として各種大会参加チームの情報等を集約する。

5 運営委員は、シニアリーグ及び各種大会の運営に関する事項に対応する。

6 監事は、次の職務を行う。

(1) 会計処理の監査

(2) 業務運営の執行状況の監査

(3) 前2号の監査の結果、不正の事実を発見した場合の代表者会への報告

(4) 前号の報告をするため必要があると認めた場合の臨時代表者会の招集請求

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。

(役員報酬)

第11条 役員に職務遂行の対価として次の表に定めるところにより報酬を支給する。ただし、役員を兼務する場合は、兼務する職の報酬のうち最も多い額の報酬のみを支給する。

役員	金額
委員長、副委員長、会計	年額 40,000 円
広報委員、運営委員	年額 30,000 円
支部委員	年額 20,000 円
監事	委員会業務出席 1 回につき 3,000 円

2 就任期間が1年に満たない役員(監事を除く。)の報酬は、年額の12分の1に就任月数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を支給する。

### 第3章 代表者会

(代表者会の種別)

第12条 シニアリーグの代表者会は、代表者会及び臨時代表者会とする。

(代表者会の構成)

第13条 代表者会は、シニアリーグ加盟登録チームの代表者をもって構成する。

(代表者会の審議事項)

第14条 代表者会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 事務清算業務報告に関する事項

(2) チーム表彰及び個人表彰に関する事項

- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) シニアリーグの構成に関する事項
- (6) 役員の選任に関する事項
- (7) 規約・要項に関する事項
- (8) その他シニアリーグの運営に関し必要な事項

(代表者会の開催)

第15条 代表者会は、委員長が招集する。

- 2 代表者会は、毎年度2月中旬から3月上旬を目途に開催する。
- 3 臨時代表者会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 委員長が必要と認めたとき。
  - (2) 監事から開催の請求があったとき。
- 4 委員長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時代表者会を招集しなければならない。
- 5 代表者会の開催が困難な状況が発生した場合は、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）による決議をもって代表者会の議決に代えることができる。

(代表者会の議長)

第16条 代表者会の議長は、委員長が務める。

(代表者会の定足数)

第17条 代表者会は、加盟登録チーム代表者の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(代表者会の議決)

第18条 代表者会の議事は、出席した加盟登録チーム代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 書面決議をもって代表者会の議決に代える場合は、回答数の過半数をもって決する。

(代表者会の議事録)

第19条 代表者会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表者の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

#### 第4章 役員会

(役員会の構成)

第20条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、監事は表決権を有しない。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 代表者会に付議すべき事項
- (2) その他代表者会の議決を要しないシニアリーグの運営に関する事項

(役員会の開催)

第22条 役員会は、委員長が招集する。

- 2 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき。
- (2) 役員 $\frac{1}{3}$ 以上から請求があったとき。

3 委員長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

第23条 役員会の議長は、委員長が務める。

(役員会の定足数)

第24条 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(役員会の議決)

第25条 役員会の議事は、出席した役員を過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、書面をもって表決し、又は他の役員に表決を委任することができる。

3 前項の場合における前条の適用については、その役員は役員会に出席したものとみなす。

#### 第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第26条 シニアリーグの事業計画及び予算は、委員長が役員会の審議を経て、その案を作成し、代表者会の議決を経て定めなければならない。

2 会計年度開始後に予算が代表者会において議決されていない場合、委員長は、代表者会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第27条 シニアリーグの事業報告及び決算は、委員長が役員会の審議を経て、その案を作成し、監事の監査を受けた後、代表者会の承認を得なければならない。

(経費)

第28条 シニアリーグの運営に要する経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第29条 シニアリーグの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第30条 委員会は、会計に関する帳簿及び領収証を整備し、次年度初めまでに一般社団法人愛媛県サッカー協会に提出しなければならない。

#### 第6章 規約の変更

第31条 この規約は、代表者会において議決を得なければ、変更することはできない。

#### 第7章 雑則

(個人情報の保護)

第32条 役員会は、代表者会の活動を通して得た個人情報の保護に努めなければならない。

(専決処分)

第33条 この規約に定めのない事項は、役員会の議決を経て委員長が別に定める。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の代表者会においてこれを報告しなければならない。

#### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。